

# 生徒心得

令和6年4月1日改訂

## 基本的実践目標

1. 規則正しい生活習慣を身につけ、欠席・遅刻・早退をしないように努める。
2. 一時間一時間の授業を大切にする。また、家庭学習の習慣をつける。
3. 服装や頭髪を正して、清潔な身だしなみを心がける。
4. 掃除を丁寧に、ごみはゴミ箱へ、みんなが気持ちの良い環境づくりに貢献する。
5. 自然と挨拶ができるようになろう。正しい言葉遣いや節度ある振る舞いに努める。
6. 自律は自立への道。よく考えて責任を持って行動する。
7. 学校行事や部活動、趣味などにも積極的に取り組み、自己実現をめざす。

### 1. マナーについて

マナーは君の人格と品性の表われです。福泉高校生として誇れる行動をとる。

- (1) 通学途中や校内において、先生・友人・来客に会った時は、気持ちよく挨拶する。
- (2) 校内外での活動や行事では、定められた服装を着用する。

### 2. 通学（登下校）

交通ルールを守り、安全に登下校をする。単車での通学は厳しい指導を行う。

#### [自転車について]

- (1) 通学に利用する者は、通学用自転車の後部泥よけにステッカーを貼付する。
- (2) 指定された場所に駐輪し、必ず施錠する。
- (3) 自転車の貸し借りをしない。
- (4) 二人乗りや並列走行をしない。
- (5) 走行中は、イヤホンの着用や携帯電話等の使用をしない。
- (6) 交通ルールを守る。

#### [単車・自動二輪・自動車について]

- (7) 法令により免許取得、及び通学外使用を認める。
- (8) 登校時に単車乗車が発覚した場合は懲戒の対象になる。

### 3. 校内

学習の場にふさわしい雰囲気为学校するよう心掛け、礼儀を重んじ、規律を守り、他人に迷惑をかけないような行動や言葉を慎み、公共物を大切にする。

- (1) 校内ではスリッパを着用する。
- (2) 校内では静寂につとめ、廊下・教室では騒がない。
- (3) 校内では、周囲の物品を大切に取り扱い、壊したり汚したりした場合は、すみやかに担任に伝える。

(4) 所持品はすべて記名し、各自のロッカーにはカギをかける。また、教室の机の中には、教科書等の私物は置かない。

(5) 校内を常に清潔と整頓につとめる。毎日の掃除当番は割り当てられた場所を清掃し、その日のうちにゴミを捨て、必ず監督の先生の点検を受ける。

(6) 校内の施設・設備の使用は学級担任や部顧問に申し出て、管理責任者の許可を受けて使用する。特に保健室の使用は保健室使用心得を守る。

(7) 校内の掲示物・放送・連絡等には各自注意する。放送の必要がある場合は、係の先生に届け出る。生徒の掲示・ビラ(文書)の配布については、生活指導部に申し出る。(期限を過ぎた掲示などは各自で撤去する。)

(8) 授業に不必要なものは、一切学校へ持ってこない。

(9) 携帯電話の所持・使用を制限する。指定外の所持・使用が発覚した場合は学校で一時預かる。

(10) 登校後は、下校時まで許可なしに外出しない。

#### 4. 身だしなみについて

常に高校生としての自覚を持ち、華美にならないように心掛け、また乱すことのないように清潔を第一とする。

##### (1) 頭髪について

いつも清潔に心掛けること。染色、脱色、ライン、エクステンション、パーマ等は禁止する。

##### (2) 装飾品、化粧について

学習に不要な装飾品(ネックレス、指輪、イヤリング、ピアス等)は禁止する。発見した場合は学期末まで預かる。また、口紅、マニキュア等の派手な化粧は落として過ごす。

##### (3) 制服について

12月から3月まではブレザーを着用する。改造(スカート丈を短くするなど)は一切認めない。制服やシャツは必ず記名する。

##### (4) セーター・ベストについて

学校指定のセーター・ニットベストに限る。年間を通して、調整着として寒暖にあわせて着用する。

##### (5) 防寒具について

校舎内での着用を制限する。指定外の着用が発覚した場合は、学校で一時預かる。

##### (6) 靴・靴下について

通学にふさわしいものを選ぶこと。靴については、ハイヒール・ゲタ・ブーツ・パンプス・サンダル等は禁止する。靴下は華美でないもの。タイツ・ストッキングはベージュか黒っぽい無地のものとする。

##### (7) 弾力的着用について

寒暖に合わせ、制服を自由に組合せ着用してもよい。ただし、一番上の着衣には、学校のマークもしくは校章が見えるようにする。また、ブレザー着用等、学校から指示がある場合は、必ず従うこと。

#### 5. 校内生活について

常に福泉高校生としての自覚に立ってしっかりした行動をとる。

(1) 飲酒・喫煙はしない。遊技場、酒類を扱う店には出入りしない。

(2) 外出の際には、保護者に行き先や用件を知らせる。夜間の外出は慎み、無断で外出や外泊をしない。

## 6. 保健室利用について

- (1) 緊急時以外は休憩時間や放課後に利用し用事が済み次第、速やかに退室する。
- (2) やむを得ず授業中に利用する場合は、教科担当の先生の許可を得て「処置連絡票」を必ず持参する。
- (3) 特別な事情のない限り付添はしない。
- (4) 薬は与えていない。
- (5) 保健室の中では、係の先生の指示に従う。

## 7. 政治活動・選挙運動について

校内における政治活動・選挙運動は制限する。